

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市農業経営法人化等支援事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	地域の中心となる農業経営体の育成・確保のため、農業経営の法人化を支援することにより、担い手の更なる経営発展を図り、持続可能な農業を実現するために農業経営の法人化・集落営農の組織化に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	新たに農業経営の法人化・集落営農の組織化をするもの
補助対象経費	農業経営の法人化・集落営農の組織化に要する経費
類似補助の有無	無 ○同種の補助金の統合検討
※類似補助金の統合メニュー化	
補助金額(定額、上限、下限等)	○少額(5万円以下)補助金の理由
※小額補助金全廃止	
補助率等	農業経営の法人化:定額40万円、集落営農の組織化:定額20万円 ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	
数値目標等	<p style="text-align: center;">A 数値化</p> <p>①農業法人数 H29:38組織→ H33:45組織</p> <p>②集落営農組織数 H29:19組織→ H33:20組織</p> <p>○目標に対する費用対効果(計算式)</p> <p>法人経営のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営能力の向上 ・経営責任に対する自覚を促し、経営者としての意識改革を促進 ・家計と経営が分離され、経営管理が徹底(ドンブリ勘定からの脱却) ○対外信用力の向上 ・財務諸表の作成の義務化により、金融機関や取引先からの信用が増大 ○経営発展の可能性の拡大 ・幅広い人材(従業員)の確保により、経営の多角化など事業展開の可能性が拡大 ○農業従事者の福利厚生面の充実 ・社会保険、労働保険の適用による従事者の福利厚生の充実 ・労働時間等の就業規則の整備、給与制度の実施等による就業条件の明確化 ○経営継承の円滑化 ・農家の後継者でなくても、構成員、従業員の中から意欲のある有用な後継者の確保が可能 <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p>
※数値目標の設定検証	
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、募集要項
事業担当 (担当部署)	農業政策課
(電話番号)	0259-63-5117